

道路台帳調査業務共通仕様書

平成 21 年 12 月

愛 知 県 建 設 部

Ⅱ 道路台帳調査業務共通仕様書

目 次	
第 1 節	一 般 ----- 1
第 101 条	適用 ----- 1
第 102 条	用語の定義 ----- 1
第 103 条	監督員 ----- 1
第 104 条	提出書類 ----- 1
第 105 条	関連法規及び規程の遵守 ----- 1
第 106 条	打合せ等 ----- 1
第 107 条	仕様書及び調査内容の疑義 ----- 2
第 108 条	路線の起終点等 ----- 2
第 2 節	測量及び境界確認 ----- 2
第 109 条	業務の実施 ----- 2
第 110 条	関係官公署及び地元との交渉 ----- 2
第 111 条	測量 ----- 2
第 112 条	踏査選点 ----- 2
第 113 条	測量範囲 ----- 2
第 114 条	標準断面図 ----- 2
第 115 条	標識板 ----- 3
第 116 条	工事用図面からの平面図作成 ----- 3
第 117 条	境界確認 ----- 3
第 118 条	境界杭 ----- 3
第 3 節	図面作成 ----- 4
第 119 条	図面作成 ----- 4
第 120 条	表紙 ----- 4
第 121 条	タイトル ----- 5
第 122 条	記号 ----- 5
第 123 条	記入事項 ----- 5
第 124 条	記入事項欄 ----- 6
第 125 条	原図 ----- 6
第 4 節	道路諸元データ及び図面属性データの作成 ----- 7
第 126 条	道路諸元データの作成 ----- 7
第 127 条	図面属性データの作成 ----- 7
第 5 節	成果品の提出 ----- 7
第 128 条	成果品の提出 ----- 7
第 129 条	成果品 ----- 7
第 130 条	成果品の是正 ----- 7

第1節 一般

第101条 適用

1. この委託仕様書は、愛知県建設部の施行する道路台帳作成に関する業務に適用する。
2. 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第102条 用語の定義

この共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 『指示』とは、発注者の発議により発注者が受注者に対し、設計業務に関する方針、基準又は計画等を示し、実施させることをいう。
2. 『承諾』とは、受注者の発議により受注者が発注者に対し報告し、発注者が了解することをいう。
3. 『協議』とは、発注者と受注者が対等な立場で合議することをいう。
4. 『監督員』とは総括監督員、主任監督員、専任監督員を総称している。

第103条 監督員及び管理技術者

1. 発注者は、設計協議について指示、承諾及び協議をさせる監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、技術上の管理、推進を行う管理技術者を定めるものとし、測量作業を行う場合、選任する管理技術者は、測量法第48条で定める測量士の資格保有者であり、且つ同種の業務実績を有する者とする。

第104条 提出書類

受注者は、施行に当たり次の各号に掲げる書類を遅滞なく、提出しなければならない。

1. 業務計画書
2. 業務工程表
3. 照査技術者及び管理技術者届（資格及び業務実績等を明記）
4. その他監督員が必要と定める書類

第105条 関連法規及び規程の遵守

受注者は、委託契約並びにその施行にあたっては、次の関係法規を守らなければならない。

1. 愛知県財務規則
2. 測量法及び測量法施行規則
3. 愛知県公共測量作業規程
4. その他関係法規

第106条 打合せ等

受注者は、この業務を履行するにあたり、不明な点および疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、指示を受けるものとする。

第 107 条 仕様書及び調査内容の疑義

に疑義のあるときは、契約前に明確にしておくこと。もし、契約後に疑義の生じた場合は、監督員の指示を受けること。

第 108 条 路線の起終点等

路線の起終点、他の路線との交差及び重複区間について監督員の確認を受けなければならない。

第 2 節 測量及び境界確認

第 109 条 業務の実施

1. 本節は、現地測量作業を行う業務に適用する。
2. 測量及び境界確認で下記各条以外の事項については、測量作業共通仕様書の定めによること。

第 110 条 関係官公署及び地元との交渉

測量のため関係官公署及び地元と交渉するとき、または交渉を受けたときは、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

第 111 条 測量

測量は原則として踏査選点、多角測量、境界確認及び平面測量を行わなければならない。平面測量の縮尺は、原則として、1/500 とすること。

第 112 条 踏査選点

測量作業に入る前に、必ず踏査選点を行わなければならない。また、踏査に先立ち指示を受け路線の性格、測量の目的を十分理解し、土地立入などの準備についても怠りのないようにならなければならない。

第 113 条 測量範囲

測量範囲は、原則として平均幅 50m とすること。

第 114 条 標準断面図

原則として標準断面図を 300m に 1 箇所程度記入するものとする。

第 115 条 標識板

測量中は下記に示す「測量作業中」の標識板を当日の作業区間の起終点に設置し、測量しない場合（夜間等）は、これを撤去しておかなければならない。

標 識 板

測 量 作 業 中	
これより先 道路測量中のため しばらくの間ご協力ください	
期間	○年○月○日
発注者	愛知県 ○○建設事務所 ○○○○-○○-○○○○
受託者	○○○測量㈱ 090-○○○-××××

第 116 条 工事用図面からの平面図作成

1. 工事用図面から台帳平面図を作成する場合は、地形、地物とともに第 126 条に示す事項を現地で確認の上、作成しなければならない。
2. また、地下埋設占用物については、各事業者へ確認し作成しなければならない。その範囲は、工事区間だけでなく既設台帳平面図 1 枚の範囲とする。

第 117 条 境界確認

境界の確認を行なうときは、監督員及び地元関係者等の立会いを受けて行わなければならない。

第 118 条 境界杭

1. 境界杭を打つ場合は、監督員の指示を受けて、県建設部規定のコンクリート角柱を使用するものとする。
2. 境界杭設置において、境界の確定ができない場合は、監督員の指示又は承認を受け、木角柱（0.09*0.09*0.90m防腐剤塗布、杭頭は赤ペンキ仕上げ）を仮設置することができる。

第 121 条 タイトル

図面の右上にタイトルとして次のとおり記入すること。

<div style="display: flex; justify-content: space-around; border-bottom: 1px solid black;"> 30 25 25 25 </div>															
40	(路線番号)路線名 ()														
	図面番号			縮尺			1/								
	年	月	日	当初	年	月	日	前回修正	年	月	日	最終修正	年	月	日
	測 量 者														
	愛 知 県														

1. 路線名は、〇〇道〇〇線とし () 内に路線番号を記入すること。
2. 図面番号は、監督員の指示を受けた番号とする。
3. 作成年月日は、完了届の日とすること。
一部修正した場合には、修正年月日も合わせて記入すること。
工事用平面図使用の場合はその工事の完了年月日とする。
4. 測量者は、契約測量業者名とすること。

第 122 条 記号

記号は別表 2-1 及び別表 2-2 のとおりとしなければならない。

第 123 条 記入事項

図面に記入する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市町村、大字および字の名称および境界線
- (2) 曲線半径
- (3) 縦断勾配
- (4) 路面の種類
- (5) トンネル、橋および渡船施設並びにこれらの名称、延長、幅員
- (6) 道路元標その他主要な道路の付属物（防護柵、擁壁、側溝等）
- (7) 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
- (8) 交差又は接続若しくは重複する道路の路線名
- (9) 交差する鉄道又は新設軌道の名称（踏切、立体交差等）
- (10) 軌道その他主要な占用物件（軌道、電柱等）
- (11) 道路区域の境界線、及び境界杭の設置位置と種別
- (12) 道路の敷地の国有・県有又は民有の別、及び民有地の地番、及び敷幅。
ただし、(11)、(12) については、境界確認を行なう場合を原則とする。

第 124 条 記入事項欄

第 119 条に示す記入事項欄には、実延長調書に記載されている内容に準じて、次の様式により記入すること。

75mm	番号	大分類						
		中分類						
		小分類						
	延長							
	幅員(道路幅)							
	敷幅	左側						
		右側						
		計						
	現況	左側	防護柵 側溝					
		勾配等	%				%	
	右側	側溝 防護柵						

備考

1. 整理番号等の欄には、実延長調書に記載された数値を記入すること。
2. 境界杭が設置されている場合、敷幅のわかる道路改良等の工事用平面図を使用する場合及び境界確認を行う場合は、敷き幅を記入する。
3. 敷き幅の欄に記入できない場合には、平面図の境界杭に () 書きで記載すること。

第 125 条 原図

原図は、マイラー紙を使用し、電子データ (CAD データ) の出力とすること。

第4節 道路諸元データ及び図面属性データの作成

第126条 道路諸元データの作成

台帳平面図作成に合わせて台帳更新用の道路諸元データの作成を行うこととし、「道路台帳の手引き」及び「統合道路管理システム上の台帳入力マニュアル」に基づいて記入すること。

修正箇所をの平面図と電子データの整合を図ること。

第127条 図面属性データの作成

台帳平面図作成に合わせて図面属性データの作成を行うこととし、別紙（道路台帳平面図属性データ整備要領）に合わせた仕様で作成すること。

第5節 成果品の提出

第128条 成果品の提出

成果品の提出にあたっては、監督員の承諾を得ること。

第129条 成果品

下記図面等を成果品として提出しなければならない。電子データについては、「愛知県電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。

台帳平面図（黒表紙金及び白文字表紙付き）	2部
〃 原図	1部
CADデータ	1部
道路諸元データ	1部
図面属性データ	1部
その他監督員の指示するもの	1式
〔 オリジナルデータ ラスターデータ など 〕	

第130条 成果品の是正

成果品の納入後に品質基準を満たしていないことが受注者に起因することが判明した場合には、受注者の責務において成果品を是正しなければならない。是正にあたっては、監督員の指示によること。

道路台帳レイヤー区分

別表1

レイヤ名称	概要	レイヤの内容	線種	色	太さ(mm)	文字サイズ
TTL	外枠	図面枠	実線	黄	1.0	
TTL-FRAM	タイトル枠	タイトル枠	実線	黄	0.5	
		凡例枠	実線	黄	0.5	
		帯枠	実線	黄	0.5	
TTL-LINE	区切り線、罫線	タイトル線	実線	白	0.25	
		凡例線	実線	白	0.25	
		帯線	実線	白	0.25	
TTL-TXT	文字列	タイトル文字	実線	白		W=3.0 H=3.0
		凡例文字	実線	白		W=2.4 H=2.4
		帯文字	実線	白		W=2.5 H=2.5
		路面舗装(種類)	実線	白		W=2.5 H=2.5
		河川等の名称	実線	白		W=2.5 H=2.5
TTL-BAND	縦断図の帯	帯枠内の縦断線	実線	白	0.25	
		帯枠内の距離線	実線	白	0.25	
		帯枠内の文字、数字	実線	白		W=4.0 H=2.5
BGD		現況地物(実測平面測量を行ったCADデータ)	実線	白	0.25	W=3.0 H=3.0
		のり面				
BGD-HICN	等高線の計曲線	等高線の計曲線	実線	赤	0.25	
BGD-LWCN	等高線の主曲線	等高線の主曲線	実線	白	0.25	
BGD-CRST	主な横断構造物		実線	白	0.25	
BGD-RSTR	ラスタ化された地図	TIF画像をCAD化したデータ	実線	白	0.25	
BGD-EXST	特に明示すべき現況地物	路上施設(電柱、標識、照明、信号機、カーブミラー等)	実線	白	0.25	W=2.0 H=2.0
BGD-EXST1		ガス管	※	赤	0.25	
BGD-EXST2		水道管	※	赤	0.25	
BGD-EXST3		電話ケーブル	※	赤	0.25	
BGD-EXST4		電力ケーブル	※	赤	0.25	
BGD-EXST5		工業用水	※	赤	0.25	
BGD-EXST6		下水道管	※	赤	0.25	
BGD-EXST7		雨水排水	※	赤	0.25	
BGD-EXST8		共同溝	※	赤	0.25	
BGD-EXST9		案内板	実線	赤	0.25	
BGD-DIM	寸法線、寸法値	横断面図	実線	白	0.25	
		横断面図の文字	実線	白		W=4.0 H=4.0
		横断面図の寸法線	実線	白	0.25	
		横断面図の寸法値	実線	白	0.25	W=2.0 H=2.0
		路上表示の幅員	実線	白	0.25	W=2.0 H=2.0
BGD-TXT	文字列	旗揚げした標識内の文字	実線	白		W=2.5 H=2.5
BGD-HTXT	旗揚げ	旗揚げした標識の枠	実線	白	0.25	
BMK	構造物基準線(道路中心線等)	センター・曲線・勾配表現	実線	黄	0.25	W=2.0 H=2.0
BMK-SRVR	基準となる点(座標ポイント)	基準点	実線	緑	0.25	
BMK-ROW	用地境界	境界杭	実線	橙	0.25	
		境界等	分類による			
BMK-HTXT	旗揚げ	方位	実線	白	0.25	

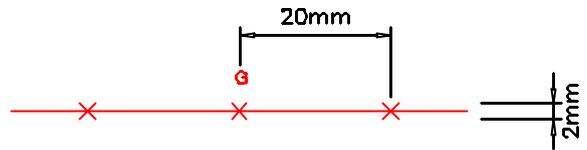
注)※は別表2-2を参照

凡 例 S=1/500

地下埋設物

記 号

ガス管



水道管



電話ケーブル



電力ケーブル



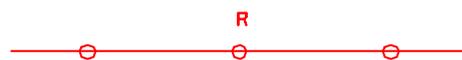
工業用水



下水道管



雨水排水



共同溝



注) 1 / 1 のとき 10m
1 / 500 のとき 20mm
1 / 1000 のとき 10mm

(別紙)

道路台帳平面図属性データ整備要領

1. 目的

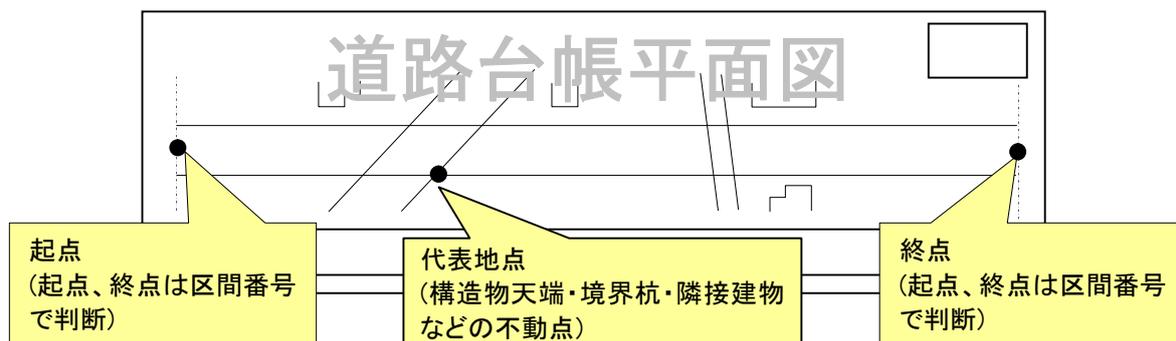
道路台帳平面図システムにおいて、道路台帳平面図の検索が可能となるよう、道路台帳平面図に対して、必ず属性データを整備するものとする。

2. 仕様

各道路台帳平面図の属性データを整備し、CSV ファイル形式で保存する。整備する属性データは以下を想定している。なお、1 画像データ 1レコードで整備するものとする。

項目	内容	(例)
図面種類	01:平面図 02:用地図	01
ファイル名	上記ファイル命名ルール参照	4_39_22-5_20060801.sfc
登録部署(事務所名)	コード 別紙参照	35
登録部署(課名)	コード 別紙参照	37
作成年月日	yyyy-mm-dd	2006-08-01
道路種別	3:一般国道 4:主要地方道 5:一般県道	4
路線名	コード 別紙参照	039
枝番	距離標管内図参照	1
図面番号(前半部分)	ハイフン前の数値	22
図面番号(後半部分)	ハイフン後の数値	5
番号(大分類)起点側	数値 空欄の場合は0を入力	3
番号(中分類)起点側	数値 空欄の場合は0を入力	3
番号(小分類)起点側	数値 空欄の場合は0を入力	10
番号(大分類)終点側	数値 空欄の場合は0を入力	23
番号(中分類)終点側	数値 空欄の場合は0を入力	0
番号(小分類)終点側	数値 空欄の場合は0を入力	0
市町村名 1	コード 別紙参照	202
市町村名 2	コード 別紙参照	203
字名 1	文字 25 文字以内	例)参照
字名 2	文字 25 文字以内	
字名 3	文字 25 文字以内	
字名 4	文字 25 文字以内	
字名 5	文字 25 文字以内	
目標物 1	文字 25 文字以内 (トンネル、橋梁、交差点)	○×トンネル
目標物 2	文字 25 文字以内 (トンネル、橋梁、交差点)	△橋
目標物 3	文字 25 文字以内 (トンネル、橋梁、交差点)	□
目標物 4	文字 25 文字以内 (トンネル、橋梁、交差点)	
目標物 5	文字 25 文字以内 (トンネル、橋梁、交差点)	
起点距離標 (Kp 部分)	数値	
起点距離標 (m部分)	数値 数値前にプラスマイナスを表記	
起点緯度	十進緯度経度(世界測地系)小数点以下6桁	34.985399
起点経度	十進緯度経度(世界測地系)小数点以下6桁	137.170003
終点距離標 (Kp 部分)	数値	
終点距離標 (m部分)	数値 数値前にプラスマイナスを表記	
終点緯度	十進緯度経度(世界測地系)小数点以下6桁	34.989054
終点経度	十進緯度経度(世界測地系)小数点以下6桁	137.170676
代表地点緯度	十進緯度経度(世界測地系)小数点以下6桁	34.987228
代表地点経度	十進緯度経度(世界測地系)小数点以下6桁	137.170442

※数値、コードは半角英数で整備すること



注)起終点および代表地点の緯度・経度の取得にあたっては、図面内の目印となる不動点を選定し、下記インターネットサイトで座標値を求め、図面上の基準点として登録する。

(サイト)インターネット地図閲覧サービス「うおっ地図」(国土地理院)

(アドレス)<http://watchizu.gsi.go.jp/>

ただし、当該区間・隣接区間に既知点または測量成果がある場合などは、そのデータを使用することとする。

例)津島市江東町二丁目、海部郡美和町寺野町字五反田、海部郡美和町寺野町字新田の3つがある場合

市町村名 1 208、市町村名 2 422

字名 1 江東町二丁目、字名 2 寺野町字五反田、字名 3 寺野町字新田

図面ファイル名:以下のルールとする。

路線種別_路線番号_図面番号_作成年月日(和暦). sfc(tif)

(例)

4_39_22-5_20060801. sfc(tif)

「路線種別」「路線番号」「図面番号」「作成年月日」は道路台帳平面図に記載されている。

※路線種別に関しては、コードで入力(3:一般国道 4:主要地方道 5:一般県道)。